

令和 7 年

熊野町農業委員会

議事録

第 8 回

熊野町農業委員会

令和7年第8回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和7年10月20日(月) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	近藤	秀樹
委員	2番	橋川	勝則
委員	3番	住川	由子
委員	4番	庄賀	深雪
委員	5番	福垣内	信行
委員	6番	中村	家隆
委員	7番	井尻	隆雄
委員	8番	菅尾	寛治
会長職務代理者	9番	木原	哲男
会長	10番	空田	忠

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

6. 議事録署名委員(2人)

委員	6番	中村	家隆
委員	7番	井尻	隆雄

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	中原	幸成
主査	松田	修典
主任主事	末田	絵里子

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は１０名です。熊野町農業委員会会議規則第６条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和７年第８回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第１３条の議事録署名者２名について、こちらから指名します。６番 中村委員、７番 井尻委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第１、議案第１６号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第１６号の農地法第３条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。農地法では法定相続人ではない第三者へ財産の全てではなく、特定の農地を遺贈する場合は許可申請をする必要があり、本案件はその対象に該当しているため審議をしていただくものです。場所は城之堀地区の農地で、〇〇〇〇を〇〇〇〇から１００m程南西へ進んだ先を左折し１５０m先周辺の田７筆と畑２筆です。土地所有者である〇〇〇〇氏がお亡くなりになられたため遺言書の執行がされるもので、譲受人である〇〇〇〇氏は〇〇〇〇氏の〇〇の〇〇で、遺言書により申請地について〇〇〇〇氏に遺贈されることが明記されております。遺言書の執行手続きのため耕作を目的とした所有権移転ではございませんが、これを契機に農業経験がこれまでなかった譲受人は、米やトマトなどを作られる予定であると耕作に対して前向きに計画をされています。なお、遺言書については公証人役場で作成されたものであり、適正なものであることを確認しております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。ただいまの議案に関しましては、事務局から説明のとおり、遺言書執行のための申請手続きということですので、農地利用最適化推進委員の報告については省略をしたいと思います。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第１、議案第１６号「農地法第３条の規定による許可申請について」 ご異議はありませんか。

議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第１、議案第１６号「農地法第３条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第２、議案第１７号「農地法第４条の規定による許可申請について」及び日程第３、議案第１８号「農地法第４条の規定による許可申請について」は、関連する内容ですので一括議題としたいと思いますがよろしいでしょうか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第２、議案第１７号「農地法第４条の規定による許可申請について」及び日程第３、議案第１８号「農地法第４条の規定による許可申請について」は、一括議題とすることに決定いたしました。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第１７号及び議案第１８号の農地法第４条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は新宮地区の農地で、新宮〇丁目にある〇〇〇〇の下段にある田２筆です。当該申請地については申請人の代理人より登記地目と現況が一致していないため必要な手続きについて相談があり、事務局で現地確認を行った結果、議案第１７号の〇〇〇〇番〇について薄く砂利敷きされ駐車場のよう取り扱いがされており、違反転用となっていた農地で申請人から始末書とともに申請書が提出されたものでございます。なお、過去の農地利用状況調査でも転用行為が確認されていたため、近年の調査では調査対象外農地としておりました。農地法上では違反転用に対し、工事の中止、原状回復等の命令や罰則等の規定もありますが、土地所有者に事情等を調査し周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れが無く他法令による手続きについても問題がなければ、事後承認ということで、許可することも可能とされております。本案件につきましては町の関係課への確認で他法令では許可案件には該当しないことや現地確認の結果、周辺農地への影響もなく水路等の水の流れにも影響を及ぼすものではないため、事後承認による許可は可能であると判断させていただきました。次に議案第１８号の〇〇〇〇番〇についてですが、事務局で現地確認をしたところ転用行為がされているような状況ではなかったため、通常どおりの転用許可申請として受付をしております。転用目的は隣地の〇〇〇〇番〇と併せて今後は資材置場とし

	での利用を計画されています。こちらについても近隣農地との利用集積に与える影響がなく、被害防除措置が検討されているため許可相当であると判断しております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。
事務局	本日、荒滝推進委員は所用により欠席しております。現地調査結果については荒滝推進委員より説明書をお預かりしておりますので、代読をさせていただきます。１０月１０日に事務局と現地を確認してきました。事務局からも説明がありましたとおり、議案第１７号の申請地はうすく砂利が敷かれており農地としての利用はされていませんでした。また、議案１８号の申請地は膝丈程に伸びた草と高木が生えており農地としての再生が困難な状態だと思われました。今後は、資材置場として土地が利用されることで荒廃防止が見込めることや周辺農地に影響を与えない旨の被害防除計画がされていることから、転用許可をすることに問題はないものと思われれます。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第２、議案第１７号「農地法第４条の規定による許可申請について」及び日程第３、議案第１８号「農地法第４条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第２、議案第１７号「農地法第４条の規定による許可申請について」及び日程第３、議案第１８号「農地法第４条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第４、報告第９号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出について」、日程第５、報告第１０号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出の受理取消について」事務局から報告をお願いします。
事務局	(日程第４、報告第９号 日程第５、報告第１０号 説明)
議長	ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。会議全般やその他で何かご質問等はないでしょうか。

議場	(全員：質問なし)
議長	無いようですので、事務局から事務連絡をお願いします。
事務局	(事務連絡)
議長	ありがとうございました。次回の農業委員会は11月20日(木)に開催予定です。議案については11月10日(月)以降に事務局から送付予定です。以上をもちまして、令和7年第8回熊野町農業委員会を閉会します。
	上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。 議 長 _____ 印 署名委員 _____ 印 署名委員 _____ 印